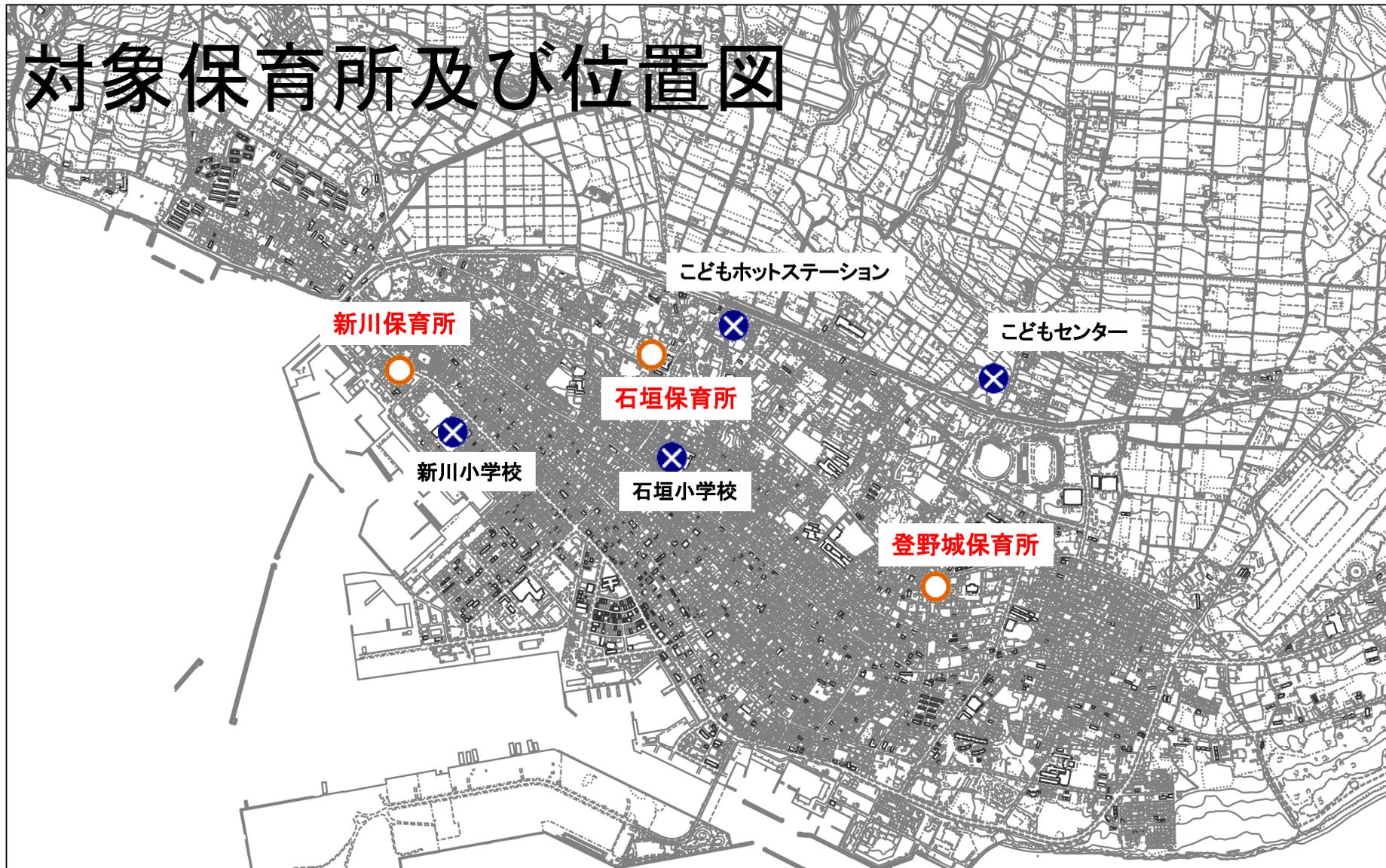


# 石垣市立保育所利活用 検討委員会

こども未来局 子育て支援課 幼保連携係

# 対象保育所及び位置図



**【方針】 放課後の子どもの居場所、放課後児童クラブに活用  
～「石垣市立幼稚園及び保育所の今後のあり方」より～**

	児童館	放課後児童クラブ
法的	児童厚生施設	児童福祉施設
条文	児童福祉法第40条	児童福祉法第6条の3第2項
実施主体	都道府県、市町村、社会福祉法人等	市町村 (市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる)
対象年齢	0歳～18歳未満すべての子ども	保育を必要とする小学校に就学している児童
運営費	平成24年度より地方交付税措置	地域子ども・子育て交付金措置 国1/3 県1/3 市1/3
運営費試算	9,753,000円 (H29子どもセンター委託費)	10,166,000円 (別紙予算書参照)

# 放課後児童クラブの国の方針

## 「放課後子ども総合プラン」の全体像

### 趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

### 国全体の目標

- 平成31年度末までに
  - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
    - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
  - 全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
    - （約600か所⇒1万か所以上）を目指す
    - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、二一スに併じ、余裕教室等を活用
    - ※放課後子供教室の充実（約1万カ所⇒約2万カ所）

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

### 市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
  - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
  - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 などを記載し、計画的に整備
  - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

### 市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

### 学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化
  - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
  - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
  - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
  - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

### 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
  - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- ▶ 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- ▶ 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- ▶ 実施に当たっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- ▶ 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要

### 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
  - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
  - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能

小学校内余裕教室の活用を推進

登野城保育所に隣接して民間放課後児童クラブが運営中  
石垣小学校・新川小学校内での設置に向け、調整中

公立保育所利活用の検討から、放課後児童クラブは除く。

# 児童館の概要

## 1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

## 2. 設置状況

- 4,637か所 公営:2,681か所  
                  民営:1,956か所  
    <社会福祉施設等調査(平成28年10月1日現在)>

## 3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

## 4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

## 5. 公的助成

- 施設整備費  
    ・平成29年度予算  
      次世代育成支援対策施設整備交付金(66億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費  
    平成24年度から地方交付税措置

## 6. 運営について

- 児童館ガイドライン  
    児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)
- 児童館実践事例集  
    好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

## ●● 児童館の種類

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館		
		児童センター	大型児童センター	A型児童館	B型児童館	C型児童館 (こどもの城)
職員	児童厚生員2名以上	児童厚生員2名以上 体力増進指導者	児童厚生員2名以上 体力増進指導者 年長児童指導者	児童厚生員2名以上		
面積	217.6㎡以上	336.6㎡以上	500㎡以上	2,000㎡以上	1,500㎡以上	
設備	集会室、遊戯室、図書室 必要な設備。必要に応じ、 動室及び静養室等	事務執行に必要な 相談室、創作活	+年長児童用設備 (例えばスタジオ、ト レーニング室、小ホー ル等)	+研修室、展示室、 多目的ホール、ギャ ラリー等	+児童館設備、宿 泊室、食堂、浴室、 キャンプ設備 必要に応じ、移動 児童館車両	劇場、ギャラリー、 屋内プール、コン ピュータプレイ ルーム、歴史・科 学資料展示室、宿 泊研修室、児童遊 園等
	既存保育所 園舎面積より、種類は、小型児童館となる。					

・法的根拠…児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に定められています。

・設置運営…児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)に詳しく定められています。

## 趣 旨

# 「児童館ガイドライン」の概要

社会保障審議会児童部会  
第1回遊びのプログラム等に関する専門委員会

参考資料

平成27年6月5日

2

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの。
- 本ガイドラインを参考にして、常に児童館における活動や運営の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「児童館ガイドラインについて」(平成23年3月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 理念と目的

- ①理念:「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設。故に保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。
- ②目的:18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する。

### 2. 機能・役割

- ①発達の増進  
子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。
- ②日常の生活の支援  
子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。
- ③問題の発生予防・早期発見と対応  
子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ、早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。
- ④子育て家庭への支援  
子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。
- ⑤地域組織活動の育成  
地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

### 3. 活動内容

- ①遊びによる子どもの育成
- ②子どもの居場所の提供
- ③保護者の子育ての支援
- ④子どもが意見を述べる場の提供
- ⑤地域の健全育成の環境づくり
- ⑥ボランティアの育成と活動
- ⑦放課後児童クラブの実施
- ⑧配慮を必要とする子どもの対応

### 4. 家庭・学校・地域との連携

- ①家庭との連携  
・子どもの活動の様子等から必要がある場合は、継続的に援助・支援。
- ②学校との連携  
・問題発生時速やかに適切な対応が取れるよう、情報交換と連絡体制を整備。
- ③地域との連携  
・地域住民への情報提供や利用の働きかけにより、連携・協力関係を構築。

### 5. 職員

- ①館長  
運営統括、児童厚生員の指導、他組織との連携、相談・問題解決等に努める。
- ②児童厚生員  
地域の子育ての実態把握、子どもの成長支援・援助、育成環境の整備、児童虐待防止等に努める。

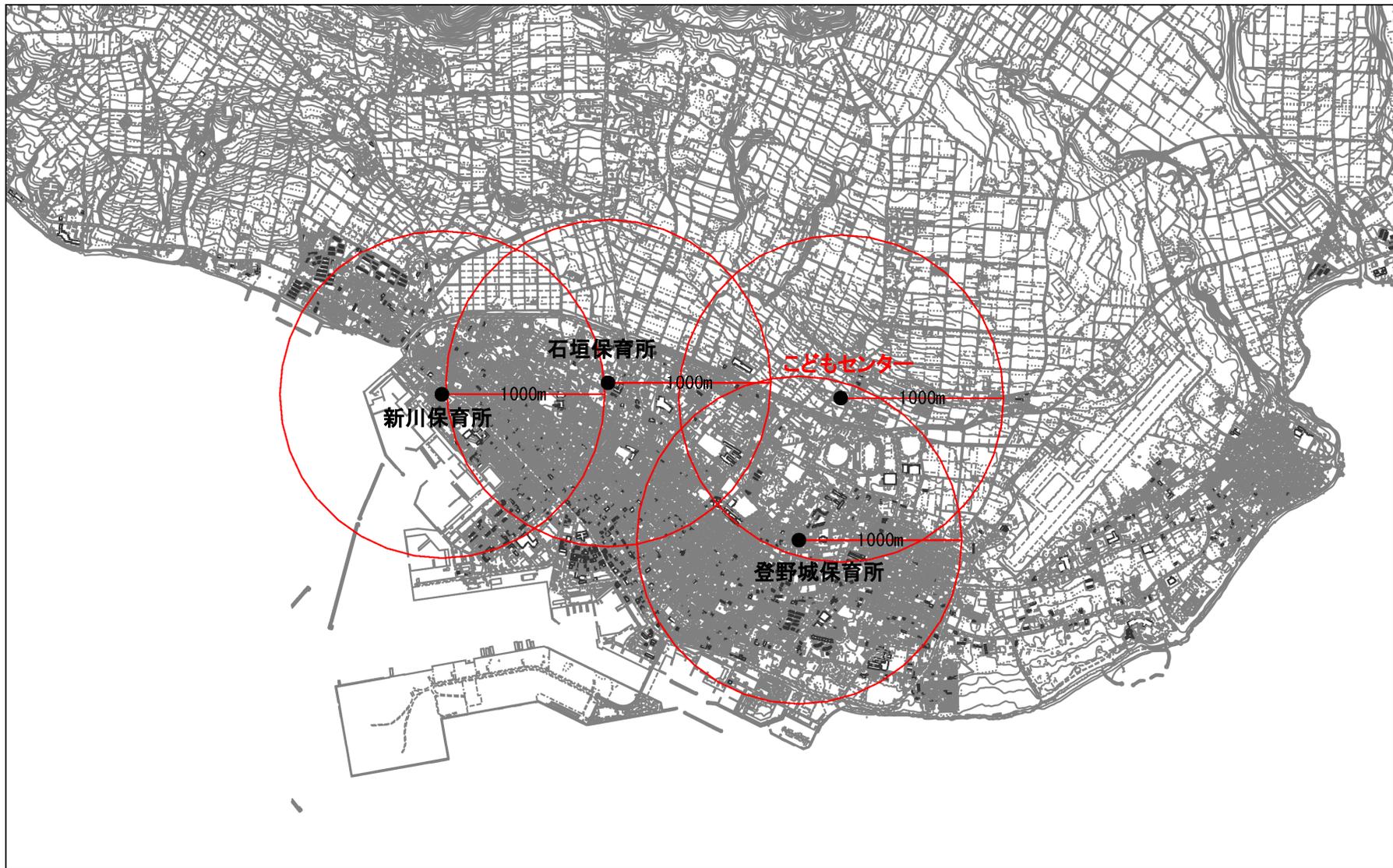
### 6. 運営

- ①設備:集会室・遊戯室等児童館活動を実施するための設備・備品を備える。
- ②運営主体:子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤により、継続的・安定的に運営できるように努める。
- ③運営管理:利用する子どもの把握・保護者との連絡、運営協議会等の設置、運営管理規程の定めと法令遵守、安全・防災対策等を行う。  
職員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規程する「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者を2人以上置くこと。

## ●● 児童館の運営方法のいろいろ

公設公営	行政が企画・設置・運営します。昭和38年の国庫補助金制度の設立後、急速に増えた児童館の多くがこのタイプです。基本的に職員は行政に帰属します。
公設民営	行政で児童館を設置し、運営は委託しているケースです。運営主体は、今までは社会福祉法人が主でしたが、指定管理者制度に伴い、民間企業、NPO法人等も運営することが可能になりました。今後、ますます増えるものと予想されます。
民設民営	設置から運営まで、すべて民間団体で行っているケースです。保育園との併設が多く、独創的な活動が多く展開されています。全国の民間児童館が連携し相互支援することを目的として、民間児童館ネットワークが設立されています(事務局 財団法人児童健全育成推進財団)。

★新川・石垣・登野城保育所、3箇所すべてを児童館とするかどうか



# 石垣市立保育所の利活用の検討について

(事務局案)

保育所名	考察(事務局案)
新川保育所	こどもセンターから2km以上、距離もあることから、児童館が望ましいと考える。
石垣保育所	新川保育所から1kmしか離れていないことや子どもセンターからも比較的距離が近いことから、児童館としての利用は、適していないと考える。 また、子ども家庭課が実施している旧やしのみ保育園園舎での「こどもホットステーション」について、賃借料が150万円/年かかっていること。今年度までは、全額補助となっているが、今後補助率が下がっていき、自治体負担が増加することが決定しており、財政負担軽減のため、石垣保育所園舎を利活用したほうが望ましいと考える。
登野城保育所	こどもセンターから1kmしか離れていないが、こどもセンターの位置が市街地の北側となっているが、登野城保育所は、住宅密集地にあり、利便性が良く、多くの利用が望めるため、児童館が望ましいと考える。

# 今後のスケジュール(案)

回数	日時	内容
第1回	平成30年9月7日	公立保育所利活用の方向性について
第2回	平成30年11月中旬	運営方針、その他検討事項について
第3回	平成31年1月下旬	石垣市立保育所利活用計画の策定